

平成30年度財務省政策評価実施計画等（案）の概要

| | |
|------------------------------------|---|
| 1. 財務省の「政策の目標」の体系図（平成30年度版） | 1 |
| 2. 平成30年度財務省政策評価実施計画等における主な変更点について | 2 |
| 3. 「総合目標」の変更について | 3 |
| 4. 政策目標における「施策」の主な変更・追加について | 4 |
| 5. 平成29年度と平成30年度の「測定指標」の比較 | 5 |
| 6. 過去5年間における測定指標数の推移 | 7 |

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（平成30年度版）

財務省の使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政（総合目標1）

我が国財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）を黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制（総合目標2）

財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体制改革を継続するとともに、個人所得課税について所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点からそのあり方を検討するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。

財務管理（総合目標3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム（総合目標4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに対する制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標6）

総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保（政策目標1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国・地方財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標2）

- 2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国・地方の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、デイスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
- 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進
- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

2. 平成 30 年度財務省政策評価実施計画等における主な変更点について

○ 内閣の基本方針に沿った取組内容の見直し

昨年度の実施計画策定時以降に発出・決定された内閣の基本方針である「新しい経済政策パッケージ」及び「平成 30 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」等に沿って、財務省の取組内容を記載しました。

○ 実施計画と事前分析表の記載内容の見直し

平成 30 年度より、一覧性の確保や読みやすさの向上を図り、業務効率化を進めるため、実施計画と事前分析表の記載事項を見直し、従前の実施計画に記載していた「目標の内容」や「目標達成のための取組」などの情報を事前分析表に集約しました。見直しに当たっては、国民に対する説明責任を果たす観点から、簡潔かつ分かりやすい内容とする取組みを行い、質の低下を招かないよう留意しています。

3. 「総合目標」の変更について

総合目標 2 について、「財政経済運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、「個人所得課税については、所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から、引き続き丁寧に検討を進める。」とされたことを受け、同様の文言に修正します。

総合目標 6 について、記載を見直し、より適切な表現に変更を行います。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------------------|---|---|
| 総合目標 2 (税制) | 財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、 <u>若い世代に光を当てる</u> ことにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。 | 財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、 <u>個人所得課税について所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す</u> 観点からそのあり方を検討するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。 |
| 総合目標 6 (財政・経済運営) | 総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。 | 総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。 |

その他、総合目標 2 に関する政策目標 2-1（経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国における経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実）についても、同様の文言に修正します。

4. 政策目標における「施策」の主な変更・追加について

| | |
|------------------------|---|
| ○政3－3－5 (国有財産関係) | 国有財産の管理処着手続きについて一層の適正性の向上に努めることを主要な取組としたため、施策名を「事務の効率化などによる普通財産（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理」から「普通財産（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理」に変更しました。 |
| ○政5－3－2 (関税関係) | 急増する金密輸に対応するため、平成29年11月に『『ストップ金密輸』緊急対策』を策定・公表したことから、金密輸の取締りの着実な実施を取組内容に追加しました。 |
| ○政6－2－2 (開発途上国支援関係) | 開発途上国における安定的な経済社会の発展の礎として、全ての人々が基礎的な保健医療サービスを負担可能な費用で享受できる状態である「UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）」の推進が重要な課題として認識されています。UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組構築のためには財務当局の関与が重要であるとの認識の下、財務省は国際開発金融機関の主要ドナーとして世界銀行等と共同して途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めしており、日本の知見を活かして、UHC実現のために各国財務省が果たす役割を発信していくことが重要な施策になっていることから、これを取組内容に追加しました。 |
| ○政7－1－2 (政策金融関係) | 株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務における不正行為事案を受けて、主務省共同検査や二度の業務改善命令を実施し、業務改善計画の策定・実行等について適切な監督を行い、適正な業務運営の確保を図っていることから、これを取組内容に追加しました。 |
| ○政8－1－1 (地震再保険関係) | 東日本大震災や熊本地震を起因とする保険金支払いにより、地震保険制度における民間の負担力が低下するとともに、今後も南海トラフ地震等の発生が懸念されており、「被災者の生活の安定に寄与」という地震保険の目的を達成するためには、地震保険制度の安定的な運営が重要であることから、政8－1－1として、「地震保険制度の安定的な運営」を追加しました。 |

5. 平成29年度と平成30年度の「測定指標」の比較（主なもの）

| 目標 | 29年度 | 30年度 | 変更の内容 |
|------------------------|---|---|--|
| 政策目標3－1 (国債関係) | 定量 政3-1-4-A-3 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合 | 定量 政3-1-5-A-2 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合 | 当該取組は、政3-1-4（市場との対話）に資するものですが、市場関係者だけではなく、広く国民等に国債について理解してもらうことが重要であることから、政3-1-5（国債に係る国民等の理解の向上）へ移行しました。 |
| 政策目標3－2 (財政投融資関係) | | 定性 政3-2-2-B-2 (新設) 財政投融資計画編成に係る情報の公表 | 「財政投融資計画の編成にあたって審査過程がオープンなものとなるよう努める」という透明性確保に関する取組について、測定指標を新たに設定しました。 |
| 政策目標3－3 (国有財産関係) | 定量 政3-3-3-A-1 宿舎戸数の推移 | 定性 政3-3-2-B-1 宿舎の改修等工事の実施状況 | 「国家公務員宿舎削減計画」（平成23年12月1日公表）等に基づいて公務員宿舎を真に公務のために必要な戸数である16.3戸まで削減したことから、「宿舎戸数の推移」については参考指標としました。今後は国家公務員宿舎の適正な管理を実施することから、「宿舎の改修等工事の実施状況」という測定指標を新たに設定しました。 |
| | | 定性 政3-3-5-B-1 (新設) 処分等価格の見積り合せの実施及び契約金額の情報開示の徹底 | 国有財産の管理処分手続きについて一層の適正性の向上に努めることを主要な取組としたことから、すべての場合において見積り合せを実施とともに、価格の公表による透明性の向上を図るための測定指標を新たに設定しました。 |
| 政策目標6－2 (開発途上国支援関係) | | 定性 政6-2-2-B-2 (新設) UHC実現に向けた議論への参画 | 政6-2-2（有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JIBC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等）の取組内容にUHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）に関する取組が追加されたため、測定指標を新たに設定しました。 |

| 目標 | 29年度 | 30年度 | 変更の内容 |
|--------------------------|---------------------|------------------------|--|
| 政策目標 8－1 (地震再保険関係) | (新設) | 定性 政8-1-1-B-1 | 政8-1-1（地震保険制度の安定的な運営）という施策が新設されたため、測定指標を設定しました。 |
| | | 安定的な地震保険制度の実現 | |
| | 定量 政8-1-1-A-1 | 定性 政8-1-2-B-1 | 地震保険の更なる普及促進の取組の必要性があることから、測定指標を設定しました。 なお、旧指標（地震保険の普及率等の推移）については、①平成29年度財務省行政事業レビューにおいて委員から「財務省が能動的に動いて上昇するものではなく、より適切な成果目標の設定の検討に努めること」との指摘を受けていること、②大地震の発生や世帯数・共済への加入者数の影響といった、他律的要因による面があることから、参考指標としました。 |
| | 地震保険の普及率等の推移 | 地震保険の普及促進に向けた取組 | |
| 政策目標 11－1 (たばこ・塩事業関係) | 定性 政11-1-2-B-2 | 定量 政11-1-2-A-2 | 目標が達成されたかを明確に測定できる測定指標となっているかを検証した結果、「塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況」という定量的な測定指標を新たに設定しました。それに伴い、「塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表」という定性的な測定指標を廃止しました。 |
| | 塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表 | 塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況 | |

※これらの他、過去の実績等を踏まえた目標値の変更等を行っております。

6. 過去5年間における測定指標数の推移

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|--------|--------------|--------------|-------------|--------------|
| 総合目標 | 17 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| (内 定量的測定指標) | 1 | 1 [1] | 1 [1] | 1 [1] | 1 [1] |
| (内 定性的測定指標) | 16 | 15 [15] | 15 [15] | 15 [15] | 15 [15] |
| 政策目標 | 113 | 120 | 120 | 119 | 123 |
| (内 定量的測定指標) | 46 | 45 [30] | 43 [27] | 43 [27] | 42 [26] |
| (内 定性的測定指標) | 67 | 75 [56] | 77 [57] | 76 [55] | 81 [58] |
| 合 計 | 130 | 136 [102] | 136 [100] | 135 [98] | 139 [100] |

(注) 平成27～30年度についての〔 〕内の数値は、主要な測定指標の数。